

「特別警報」「暴風警報」発令時の対応

教務部

東住吉高校では「大阪市」に「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合、以下の対応をとります。ただし、大阪市内に「特別警報」「暴風警報」が発令されていないが、在住する地域に「特別警報」「暴風警報」が発令されている場合も当該生徒は以下の対応をとってください。また交通機関の運転見合せ、在住する地域での避難勧告等により登校できない場合は、個々の状況に応じて「欠席扱いとしない」対応をとりますので、安全を第一に考えた行動をとってください。

平常授業の場合

- (1) 午前7時以前に「特別警報」「暴風警報」が解除された場合 → 平常授業
- (2) 午前7時から10時の間に「特別警報」「暴風警報」が解除された場合
 - ・ 8時以前に解除された場合 → 2限から授業 SHR (9:30)
 - ・ 9時以前に解除された場合 → 3限から授業 SHR (10:30)
 - ・ 10時以前に解除された場合 → 4限から授業 SHR (11:30)
- (3) 午前10時以降になお「特別警報」「暴風警報」が発令中の場合 → 臨時休校

短縮（午前中）授業の場合

- (1) 午前7時以前に「特別警報」「暴風警報」が解除された場合 → 平常授業
- (2) 午前7時から9時の間に「特別警報」「暴風警報」が解除された場合
 - ・ 8時以前に解除された場合 → 2限から授業 SHR (9:30)
 - ・ 9時以前に解除された場合 → 3限から授業 SHR (10:30)
- (3) 午前9時以降になお「特別警報」「暴風警報」が発令中の場合 → 臨時休校

考査期間中

- (1) 午前7時以前に「特別警報」「暴風警報」が解除された場合 → 通常通り
- (2) 午前7時から10時の間に「特別警報」「暴風警報」が解除された場合
午後から試験を行う。（詳細は以下の通り）
 - ・ 1限目 13:15～14:05
 - ・ 2限目 14:20～15:10
 - ・ 3限目 15:25～16:15
- (3) 午前10時の時点でなお「特別警報」「暴風警報」が発令中の場合 → 臨時休校

※授業中・考査中に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合
当該授業・考査の終了まではそのまま行い、その後、帰宅する。